

鳥取県肺がん集団検診実施に係る手引き

1 目的

全国的に肺がんの死亡率は年々増加傾向にあり、本県においても同様の傾向にあることから、肺がんの早期発見、早期治療を目的として、次のとおり肺がん集団検診を実施することとする。

2 実施主体

県内市町村

3 検診の対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（被用者等職域等において事業主または保険者が実施する検診で、この事業に相当する検診を受けることができる者を除く。）

質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。また、喀痰が続く場合は、医療機関への早期受診等に関する指導を行うこと。

なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。ただし、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意する。

4 検診実施機関

(1) 下記に定める実施方法等で検診が実施できる検診機関とする。

(2) 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査をする場合、以下の点を遵守する。

- ① 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書（様式例5）を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
- ② 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- ③ 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- ④ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
- ⑤ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

5 実施方法

(1) 質問

質問は、肺がん検診票（以下「検診票」という。（様式例1））により、検診歴、既往歴、自覚症状（喀痰・血痰の有無）、喫煙歴、職歴、妊娠の可能性の有無等について聴取する。

なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

(2) 胸部エックス線検査

- ① 結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条に規定する定期の健康診断等において撮影された胸部エックス線写真（胸部間接撮影：100mm1枚、又は、デジタル方式で撮影された胸部画像：ライフサイズ1枚）を用いた読影とする。
- ② 定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧で撮影する。
- ③ エックス線フィルム及びデジタル画像は、次回検診時の比較読影に備えて、最低5年間は検診実施検査機関（以下「検診機関」という。）が保管する。
- ④ デジタル方式の画像読影は、レーザーイメージャーによるハードコピーか、2M以上の

画素数のディスプレイを用いることとする。

(3) 費用徴収（個人負担）

市町村の実情等を勘案し、費用徴収を行うことができるものとする。

(4) 利益不利益の説明

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。

<がん検診の利益・不利益について>

(利益の例)

- ・検診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- ・がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

(不利益の例)

- ・偽陰性、偽陽性（また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。）、過剰診断、偶発症等

6 結果の判定

(1) 読影委員会

胸部エックス線写真判定の精度確保を図るため、別添「鳥取県各地区肺がん検診読影委員会運営要領（以下「運営要領」という。）により、鳥取県各地区読影委員会（以下「読影委員会」という。）を運営する。

(2) 読影方法及び判定方法

① 胸部エックス線写真読影は全例を2名以上の医師により行うこととする。

まず、検診実施機関の医師が全例を読影する。（以下「第一読影」という。）

次に、第一読影医以外の読影委員会委員により、全例を読影する。（以下「第二読影」という。）

第一読影医及び第二読影医のいずれかの医師が「d」または「e」と判定したものは、運営要領に定める読影会（以下「読影会」という。）において、エックス線フィルムと検診票をもとに、読影を実施する。

② 読影会において、検診機関が前年分のフィルムを有する場合には、そのフィルムを提出することとする。

読影会において、いずれかの委員が「d」または「e」と判定した場合及び必要と認められた場合、前年分（または過去5年以内の撮影分）のフィルムと比較読影を行い、要精検の有無を判定する。

③ 判定は、「肺がん検診の手びき」（日本肺癌学会肺がん検診委員会）の「肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」（別添1）により行う。

④ なお、デジタル画像についても、①から③と同様に取り扱うものとする

(3) 再読影

読影不能と判定された場合は、再度撮影を実施する。

7 結果の通知及び指導

(1) 検診機関は検診票等により検診結果を市町村へ報告する。

(2) 市町村は、検診機関からの報告に基づき、要再検者及び要精検者に対して検診結果を通知する。（別添2）

(3) 市町村は、「要精密検査（E判定：肺がんの疑い）」とされた者については、胸部精密検査紹介状（以下「紹介状」という。（様式第1号））を作成し、鳥取県健康対策協議会（以

- 下「健対協」という。)に登録されている鳥取県肺がん検診精密検査登録医療機関(以下「精検機関」という。)で検査を受けるよう受診勧奨を行う。(様式例2)
- (4) 市町村は、「要検査(D判定:異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる。)」の者のうち、心疾患以外の胸部疾患の疑いの者は、(3)に準じて紹介状を作成し、結核予防法による指定医療機関(CTスキャン装置を有する医療機関が望ましい。)で検査を受けるよう受診勧奨を行う。(様式例3)その際、当該者から肺がんが発見されることがあり得ることに留意する。
- (5) 市町村は、胸部エックス線撮影の結果、D判定の者のうち心疾患の疑いがある者については、医療機関での精密検査を指導する。(様式例4)
- (6) 喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての禁煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要であるため、市町村は、必要な者に対して検診機関等と連携し、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。

8 精密検査結果報告

精検機関は、精密検査を受けた者の検査結果を紹介状により市町村に報告する。

ただし、一次検診を公益財団法人鳥取県保健事業団(以下「事業団」という。)又は公益財団法人中国労働衛生協会(以下「中国労働衛生協会」という。)で受診した者の紹介状については事業団又は中国労働衛生協会に返送し、事業団又は中国労働衛生協会は、精密結果をとりまとめて市町村に報告する。なお、市町村が希望する場合には直接市町村に報告するものとする。

9 記録の整備

- (1) 市町村は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診受診状況、受診指導の記録、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査受診の有無、精密検査の確定診断の結果等を記録するものとする。また、必要に応じて個人票を作成し、これらの情報について整理するほか、治療の状況や予後、その他必要な事項についても記録するものとする。
- (2) 市町村は、別に定める鳥取県検診発見肺がん確定調査実施要領に基づき、精密検査の結果が、がんまたはがん疑いの者の紹介状の写し等を、11に掲げる報告に併せて、県福祉保健部健康政策課を経由して健対協に提出するとともに、確定診断の結果、治療の状況等の把握に協力するものとする。ただし、事業団又は中国労働衛生協会は直接健対協に提出することとする。

10 精密検査未受診者受診勧奨

市町村は、精密検査未受診者の把握に努め、未実施者については、速やかに受診するよう勧奨する。

11 検診結果の報告

市町村は、当該年度の肺がん検診の結果及び精密検査結果について、健康増進事業等健康診査実施状況調査表(様式第2号)により、下記のとおり県福祉保健部健康政策課に報告する。

報告時期	報告対象者	備考
翌年度5月31日まで	3月31日までに精密検査を受診した者	中間報告
翌年度11月15日まで	10月31日までに精密検査を受診した者	最終報告

12 検診の評価、解析

検診結果及び確定調査の結果は、鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会、鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会で検討する。

13 検診の精度確保

肺がん検診従事者の技術の向上を図ることにより、検診の精度確保を図るため、肺がん検診従事者講習会及び症例検討会を行う。

附 則

この指針は、平成10年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成14年5月23日から施行し、平成14年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成17年3月10日から施行し、平成17年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行し、平成24年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から施行し、平成27年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月4日から施行し、令和8年度の検診から適用する。

年 月 日

様

市 町 村 名

肺がん検診結果のお知らせ

先日あなたが受けられました肺がん検診の結果、精密検査を受けられるようお勧めします。

なお、精密検査をお受けになるときは、別紙の名簿のうち、希望される病院に前もって検査の日時などをご相談の上、その指示によって検査を受けてください。

また、検査当日は、次のことに気をつけてください。

- ※ 同封の紹介状をお忘れなく主治医に提出してください。
- ※ マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）または資格確認書を必ず持参してください。

※ この通知を受け取られた方は、肺に何らかの病気が疑われる方です。しかし、精密検査の結果、異常のない場合もありますので、念のため申し添えます。

年 月 日

様

市 町 村 名

結核・肺がん検診結果のお知らせ

先日あなたが受けられました結核・肺がん検診の結果、精密検査を受けられるようお勧めします。

なお、精密検査をお受けになるときは、別紙の名簿のうち、希望される病院に前もって検査の日時などをご相談の上、その指示によって検査を受けてください。

また、検査当日は、次のことに気をつけてください。

- ※ 同封の紹介状をお忘れなく主治医に提出してください。
- ※ マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）または資格確認書を必ず持参してください。

※ この通知を受け取られた方は、肺に何らかの陰影のある方です。しかし、血管陰影など、異常のない場合もありますので、念のため申し添えます。

年 月 日

様

市 町 村 名

結核・肺がん検診結果のお知らせ

先日あなたが受けられました結核・肺がん検診の胸部エックス線撮影の結果、肺の異常は認められませんでした。心疾患の疑いで検査を必要としますので、医療機関で受診されるようお勧めします。

肺がん検診実施計画書

年 月 日

市町村長 様

検診実施機関住所 _____
(法人にあつては主たる事業所の所在地)

検診実施機関氏名 _____ 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話 _____ (担当者名 _____)

下記のとおり、肺がん検診実施計画書を提出します。

1 検診実施機関の名称	
検診実施機関の所在地	〒 _____ TEL _____ FAX _____
2 検診実施期間 ^{※1}	_____年 _____月 _____日 _____時 ~ _____時
3 検診実施場所 ^{※1} (検診車による巡回検診である場合は、その旨も明記)	
4 責任医師	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先
5 緊急時ないし必要時に対応する医師 ^{※2}	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先

※1 検診実施について、年間スケジュール表等で内容が代用できる場合は、その写しを添付してもよい。

※2 緊急時ないし必要時に対応する医師が責任医師と異なる場合に記載すること。

肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分

二重読影時の 仮判定区分	比較読影後の 決定判定区分	X線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影後の 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現象処理不良、位置付不良、フィルムのキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの。	再撮影	
b	B	「異常所見を認めない」 正常垂型（心膜傍脂肪組織、横隔膜のテント状・穹窿状変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の二重陰影など）を含む。	定期検診	
c	C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、繊維性変化、気管支拡張像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判定できる陰影。		
d	D	「異常所見を認め、肺癌以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 肺癌以外の疾患を疑うが、急いで精密検査や治療を行わないと、本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの。疾患が疑われても急いで精査や治療を必要としない場合には「C」と判定する。肺癌を少しでも疑う場合には「E」に分類する。肺がん検診としての「スクリーニング陽性」は「E」のみである（下記注を参照のこと）。	比較読影	肺癌以外の 該当疾患に 対する精査
d1	D1	「活動性肺結核」 治療を要する肺結核を疑う。		
d2	D2	「活動性非結核性肺病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態を疑う。		
d3	D3	「循環器疾患」 大静脈瘤など心大血管異常で治療を要する状態を疑う。		
d4	D4	「その他」 縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など治療を要する状態を疑う。		
e	E	「肺癌の疑い」 孤立性陰性、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常（腫瘍影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など）、気管支の狭窄・閉塞による二次変化（肺炎・無気肺など）、その他肺癌を疑う所見。したがって「E」には、肺炎や胸膜炎の一部も含まれることになる。転移性肺腫瘍を疑う所見は「E」に分類する（ただし、転移性肺腫瘍は発見肺癌には含めない）。「E2」の場合には、至急呼び出しによる受診勧奨なども含め、精密検査に関する受診勧奨をより強く行うことが望ましい。	比較読影	肺癌に 対する精査
e1	E1	「肺癌の疑いを否定し得ない」		
e2	E2	「肺癌を強く疑う」		

注1) 比較読影後の決定指導区分において、E1判定とは、きわめてわずかでも肺癌を疑うものを意味し、E2判定とは、肺癌を強く疑うものを意味する。一方、D判定は、肺癌以外の疾患を疑うものを意味する。

2) 肺がん検診の胸部X線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分におけるE1およびE2を指す。

3) 比較読影後の決定指導区分におけるD判定は肺がん検診としての要精検者とは認めない

4) 肺がん検診における胸部X線検査での要精検者数とは、E1とE2の合計数を意味する。

5) 肺がん検診における肺癌確診患者数（検診発見肺癌）とは、E1およびE2判定となった要精検者の中から原発性肺癌と確診された患者数を意味する。

6) したがって、D判定者の中から肺癌が発見されたとしても、検診発見肺癌とは認めない。

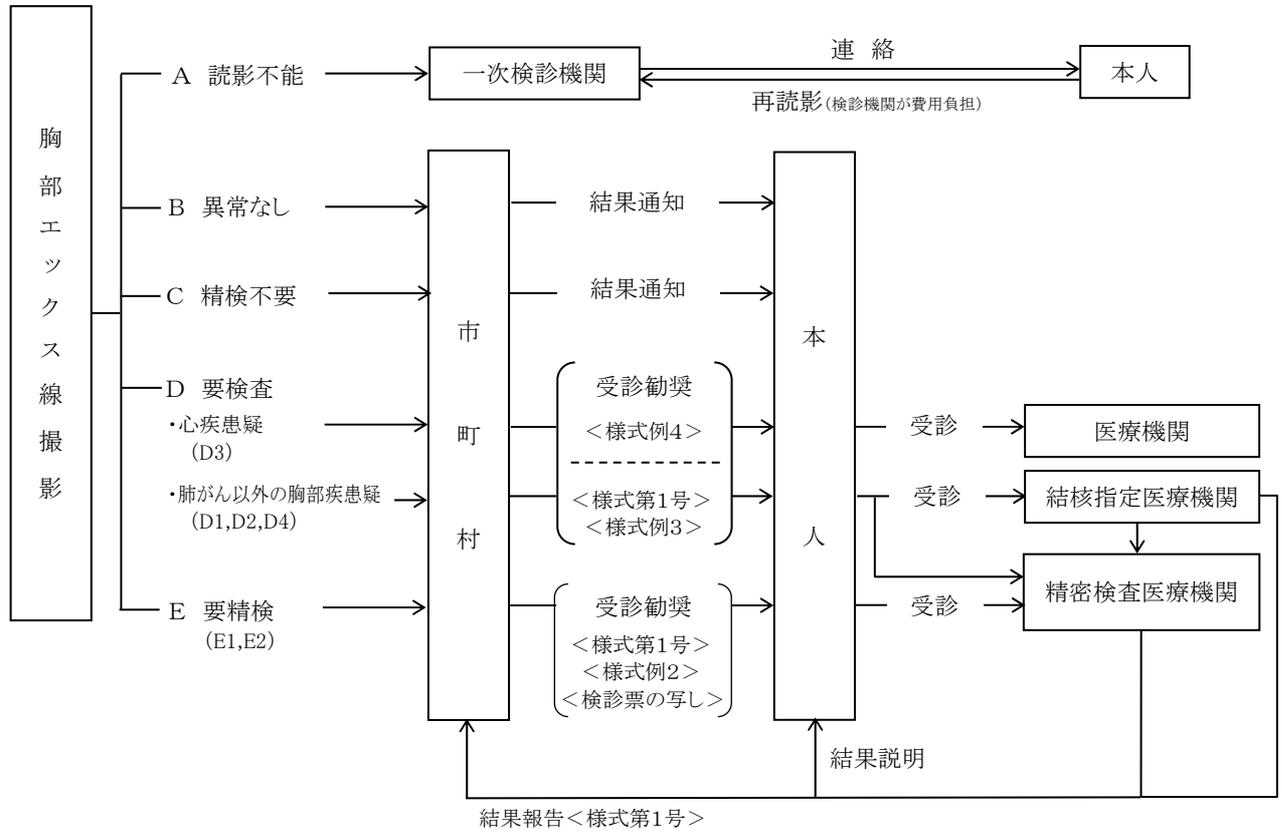
出典：特定非営利活動法人日本肺癌学会「臨床・病理 肺癌取扱い規約 第9版」

2025年1月 金原出版株式会社 発行

第9章 肺がん検診の手引き 表1

肺がん検診結果通知・事後指導フローチャート

(集団検診)



※お願い

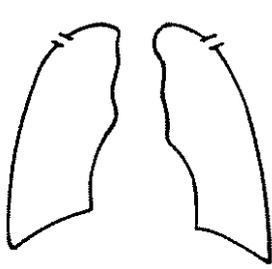
平素から肺がん検診に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。検診結果は次のとおりでしたので、精密検査をお願いします。つきましては、御面倒ですが、精密検査の結果を御記入の上、御返送いただきますようお願いいたします。

胸部精密検査紹介状

年 月 日

担 当 医 様

市町村名 _____

<p>1 一次検診結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">検診月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直 接 フィルムNo.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏 名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>-----</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">B</td> <td style="width: 50%;">I</td> </tr> <tr> <td>自 覚 症</td> <td></td> </tr> </table>	検診月日		直 接 フィルムNo.		ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)	住 所	-----	B	I	自 覚 症		<p style="text-align: right;">検診機関名 (_____)</p> <p>(1) 胸部X線直接撮影</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>[判定区分]</p> <p>A B C</p> <p>D1 D2 D3 D4</p> <p>E1 E2</p> </div> </div>
検診月日															
直 接 フィルムNo.															
ふりがな 氏 名	男・女														
生年月日	年 月 日 (歳)														
住 所	-----														
B	I														
自 覚 症															

<p>2 精 査 結 果</p> <p>診断名 ① 異常を認めず ② 原発性肺がん ③ 転移性肺腫瘍 ④ 肺がん疑い ⑤ 肺結核 ⑥ その他の疾病 (_____)</p> <p>(1) 診断方法 ① 胸部直接撮影 ② CT ③ 気管支鏡 ④ 経皮針生検 ⑤ 胸腔鏡 ⑥ 細胞診 ⑦ 組織診 ⑧ その他 (_____)</p> <p>(2) 腫瘍占居部位</p> <p>(3) 細胞診 0 I II IIIa IIIb IV V または A B C D E</p> <p>(4) 組織分類 ① 扁平上皮癌 ② 腺癌 ③ 小細胞癌 ④ 大細胞癌 ⑤ その他の組織型</p> <p>(5) TNM分類 第8版 T:TX T0 Tis Tmi T1a T1b T1c T2a T2b T3 T4 N:N0 N1 N2 N3 M:M0 M1a M1b M1c 第9版 T:TX T0 Tis Tmi T1a T1b T1c T2a T2b T3 T4 N:N0 N1 N2a N2b N3 M:M0 M1a M1b M1c1 M1c2</p> <p>(6) Stage 分類 第8版 潜伏 0、IA1、IA2、IA3、I B、II A、II B、III A、III B、III C、IV 第9版 潜伏 0、IA1、IA2、IA3、I B、II A、II B、III A、III B、III C、IV</p> <p>(7) 治療方針 ① 手術 ② 放射線治療 ③ 薬物療法 ④ 経過観察 ⑤ 放置 ⑥ その他 (_____)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">精 査 年 月 日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">来 院 年 月 日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">精密医療機関 (担 当 医)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	精 査 年 月 日	年 月 日	来 院 年 月 日	年 月 日	精密医療機関 (担 当 医)	
精 査 年 月 日	年 月 日	来 院 年 月 日	年 月 日				
精密医療機関 (担 当 医)							

他の診療科や他機関へ紹介された場合は、その診療科や機関名を記入し、この紹介状を引き継いでください。また、紹介を受けた担当医は氏名を記入してください。

	診療科名・機関名	担 当 医
初 診		
紹介先		
紹介先		

